

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和2年5月29日付けで行った、「〔管理票〕に記録された私の個人情報 C警察署が作成し保有するもの」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を開示しない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、令和2年4月1日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「〔管理票〕に記録された私の個人情報 A警察署、B警察署、C警察署が作成し保有するもの」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和2年4月16日付けで、条例第22条第2項の規定に基づき本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、令和2年5月29日付けで、条例第21条第2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報を開示しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

また、同日付けで、A警察署及びB警察署で作成し保有している管理票について、条例第21条第1項の規定に基づき、保有個人情報部分開示決定を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、令和2年6月6日付けで、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分に対して不服を提起する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和2年12月7日付けで、諮問庁から条

例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受理した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年2月24日、諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年6月3日、諮問庁から意見書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求を受けて、C警察署が保有する管理票の中から、審査請求人が前記のとおり指摘する2件の取扱い事案を記載したものも含めて実施機関は検索を実施したが、審査請求人の個人情報と特定できるものは存在しなかった。その理由として、実施機関の職員が取扱う全ての事案を管理票に記録するものではないことから、もともと管理票が作成されていないか、又は過去に作成されたことはあったが保存期限経過により既に廃棄されたかの、いずれかであると特定し、条例第21条第2項に基づき本件処分を行い、書面により通知している。

以上のとおり、本件処分において、保有個人情報が不存在であることの理由の説明を書面で通知することにより適切に実施しており、審査請求人の主張は否認するものである。

5 審査会の判断

審査請求人は、本件審査請求においてその趣旨として、審査請求人に対してC警察署員が公務として行った2件の対応について文書が残っていない理由が知りたいと主張し、審査請求の理由として、上記の2件の審査請求人に対するC警察署員の対応を挙げ本来存在すべきそれらの公務対応の記録文書がなぜ残っていないのかと主張している。

審査請求書に記載の文言からは、明確に処分の取消しを求めているともいえず、不利益処分に対する不服として成り立たないとも考えられるところ、本件審査請求の対象と

なる処分は明確であることから審査請求人の不服は合理的に推認することとし、諮問庁に対しても、本件審査請求書における審査請求の趣旨についての認識を確認すべく意見書の提出を求めた。

諮問庁の意見書によれば、諮問庁としても審査請求人に対して審査請求の趣旨についての確認を行っており、審査請求人からは「文書が存在しないということは了解している。」、「C警察署が文書を作成していないことに対する不服なのか、不開示決定の理由の説明が不十分なことに対する不服なのか、と問われても、その二つを区別する気はない。」と述べたとのことで、諮問庁としては、審査請求人は、処分庁が行った不開示処分の理由の記載内容が十分ではないという不服から審査請求をしたものであると解釈しているとのことであった。

当審査会は諮問庁の意見書を審査請求人に対して送付しているが、何ら申出もないことも踏まえ、審査請求人が主張する「文書が残っていない理由が知りたい。」とは、処分庁が通知した、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書における、開示しない理由欄の記載が不十分であるとの不服であると解し、以下、本件処分の理由の提示の充分性について検討することとする。

(1) 本件処分の理由提示について

条例第21条第2項は、実施機関が開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨定めている。また、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、その理由の提示を書面により行うこととされている。これは、開示しない旨の決定の理由について、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、開示しない旨の決定の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解するのが相当である。そして、開示しない旨の決定通知書に提示すべき理由の程度については、開示しないこととする条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者において、条例における所定の開示しない理由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所平成4年（行ツ）第48号・平成4年12月10日第一小法廷判決・民集第166号773頁参照）。

したがって、実施機関が文書を保有していないことにより開示しない旨の決定を行

う場合においても、開示請求者において、いかなる根拠により開示請求に係る文書が存在しないとして不開示処分となったのかを了知し得る程度に理由を提示する必要がある。単に「存在しない」とのみ記載した場合は、開示請求者がその合理性を検討することはほとんど不可能であるのに対し、文書が存在しない根拠として、開示請求に係る文書が作成されていないのか、作成されたがその後廃棄されたのかなどを提示した場合は、文書が作成されなかったために不存在であることや廃棄されたために不存在であることについて、開示請求者は吟味することができる。そのため、最小限、類型的に上記程度の理由を提示する必要があると考える。

これを踏まえ、本件処分における理由提示の不備があるかどうかを検討すると、本件処分における保有個人情報の開示しない旨の決定通知書の冒頭部分には「令和2年4月1日に開示請求のあった保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり開示しない」との記載があり根拠条項が示されている。開示しない理由欄には、「開示請求のあった保有個人情報は、作成されていない又は保存期限経過により廃棄しており、存在しないため。」との記載がされており、開示請求の対象となる保有個人情報が、作成されていないのか、保存期限経過により廃棄したのかが必ずしも明確にはされていない。

これについては、諮問庁は意見聴取時の説明において、本件開示請求における開示請求書に記載された開示請求に係る保有個人情報は、「〔管理票〕に記録された私の個人情報 C警察署が作成し保有するもの」とされ、情報の作成時期が特定されていないことから、本件処分当時に保存期限である5年以内の管理票については、作成されていないことが明らかであるが、過去5年を超える管理票については、保存及び廃棄情報を個別の文書ごとには管理しておらず、作成されていないのか、保存期限経過により廃棄したのかは不明であるとしている。

そうすると、この旨、保有個人情報の開示しない旨の決定通知書の理由として提示すべきであったともいえるが、文書が存在しないことの理由として可能性のある理由が、最小限、類型的に提示されていることから、理由提示において処分を取り消すべき不備があるとまではいえないと判断する。

(2) その他

審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

(1) 審査請求人は、審査請求書において、審査請求の理由として令和〇年〇月の審査請求人本人に関わる具体的な事案2件を示し、「私への対応について、文書が残っていない理由が知りたい。」としているので、これについて言及する。

審査請求人は、本件開示請求において、開示を求める保有個人情報記録されている文書を管理票と特定して開示を求めていたものであるが、この管理票とは、埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）に規定された様式であって、県民等から苦情及び警察安全相談等があった場合に作成するものとされている。そして、同規程第2条（6）において、「警察安全相談等」とは、「警察安全相談並びに意見、問合せ、感謝・激励及び情報提供をいう」とされており、また、同規程第2条（7）において、「警察安全相談」とは、「警察に対し、助言、指導、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求める申出をいい、要望を含む」とされている。

実施機関に確認したところによれば、通報によって警察官が現場に臨場した場合であっても、何らかの権限行使その他の措置を求める申出ではないため、規程に定める「警察安全相談等」に該当しないと判断した場合は、管理票を作成しないとのことであつた。また、管理票を作成しない場合であっても、現場に臨場したことについては110番受理指令処理用紙、勤務日誌（交番用又は無線車用）、当直日誌に記録され、関係人からの申出の内容によっては、その他の文書を作成する場合もあるとのことであつたが、これらの文書を作成したとしても、事案の内容によっては関係人の氏名等個人を識別できる情報を記載しないこともあり、特定個人の保有個人情報にならない記録があり得るとのことであつた。

実施機関としては、審査請求人には既に通報に際してのこうした対応について説明しているとのことであつた。そして、審査請求人が示した2件の事案のうちの1件は、実施機関が被害届を受理した事案であり、犯罪事件を受理したときに作成される犯罪事件受理簿という文書が作成されていたことから、審査請求人からの保有個人情報の

開示請求を受けて、当該文書を審査請求人に開示しているとのことであった。

(2) 当審査会での審査においては、調査によって判明したこれらの事情も踏まえ、本件審査請求における審査請求人の不服については、単に説明を求めていることとはせず、前記5記載のとおり、本件処分の理由提示の不備についてのものと職権的に解したところであるが、審査請求は審査請求人の求める救済とその理由が明確でなければ、審査会での迅速かつ実質的な審査は不可能である。当然、実施機関が作成する弁明書においても的確な弁明を行うことにも支障となる。

本件のように、開示請求の対象となる保有個人情報、実施機関以外の者にはどのように作成されているのかを知り得ないことのほか、行政不服審査法の手続について不慣れな審査請求人も想定されるところであり、審査請求の趣旨、理由が不明瞭になるのはやむを得ないのであるから、審査庁としての審理に際しては、審査請求人の真意をよく確認し、必要な補正を求めるなど、審査請求の趣旨と理由を明確なものとして、審査請求制度の適正かつ円滑な運用に資するよう努められたい。

(答申に関与した委員の氏名)

大沢 光、寺 洋平、東谷 良子（令和3年3月31日まで）、田中 智美（令和3年4月1日以降）

審議の経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 1 2 月 7 日	諮問（諮問第166号）を受け、弁明書の写しを受理
令和 3 年 2 月 2 4 日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 3 年 3 月 1 7 日	審議
令和 3 年 4 月 2 6 日	審議
令和 3 年 6 月 3 日	諮問庁から意見書を受理
令和 3 年 7 月 2 7 日	審議
令和 3 年 9 月 2 日	審議
令和 3 年 1 0 月 1 5 日	審議
令和 3 年 1 1 月 2 5 日	答申